

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年八月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月十八日

埼玉県川越県土整備事務所長 飯塚

孝

<p>川越入間線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>狭山市大字堀兼字平野一番地先から同市大字堀兼字平野三七番二地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十七年八月十八日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>交通安全対策事業による。 平成二十六年二月七日埼玉県川越県土整備事務所長告示第一号で告示した道路区域の一部供用開始である。 延長六二・六〇メートル</p>	<p>備 考</p>